



野 企 第 1 号  
令和6年1月11日

野洲市議会 公明党  
代表 津村 俊二 様

野洲市長 栢木



令和6年度予算要望書について（回答）

新春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月26日付で要望のあった標題の件について、別添のとおり回答  
します。

## 令和6年度 予算要望書

### 【政策調整部】

#### 1、令和9年開校予定の県立高等専門学校の整備計画の充実

(回答)

野洲市の市三宅地先に開校が予定されている県立の高等専門学校につきましては、本年2月に開催された第2回の構想推進本部会議におきまして、これまで令和9年春を目標としていた開校時期を1年遅らせることが示されたところです。

今後の概ねのスケジュールにつきましては、今年度は造成工事の設計と学校施設のPFI事業の入札を予定されており、造成工事につきましては来年度後半から、施設整備工事は令和8年度からの2カ年として、運営体制の構築とともに取り組まれ、令和10年4月の開校を予定されています。

市におきましても、国有地におけるMIZBEステーションの整備や地元の製造事業所等の連携など、学校を核とした地域拠点づくりについて、積極的に取り組んでまいります。

【所管部：政策調整部】

#### 2、自立した市政運営を実行する政策決定のための体制

「市街化区域の見直しで住宅確保がしやすい街づくり」

(回答)

市街化区域については、令和3年3月に滋賀県が行った大津湖南都市計画区域区分の定期見直しにおいて、6地区21.6haが市街化区域に編入されました。

また、令和3年7月に改訂した野洲市都市計画マスタープランにおいて、長期的な視点で日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すことを位置付けています。

一方で、本市は県が定める大津湖南都市計画区域内にあり、他市に比して市街化区域の面積割合が狭小であることから、短期的には拠点となる市街地周辺において、適切な居住環境を誘導する区域設定を行うこととしており、区域区分の見直し（市街化区域の変更）にあたっては、事業実現の熟度や確実性を勘案のうえ、実現に向けて検討したいと考えています。

なお、野洲市を含む大津湖南都市計画区域における区域区分の見直しについては、滋賀県主導のもと、令和7年度中に一斉随時見直しが行われる予定です。また、それ以降に実施予定の定期見直しについては、令和6年度から基礎調査が行われますので、引き続き国や滋賀県に対し要望を行ってまいります。

【所管部：都市建設部】

#### 3、市独自の地域課題を解決する政策立案ができる体制の確立

(回答)

政策立案ができる職員の能力向上のための研修の充実を図るとともに、政策調整部企画調整課が主体となって政策提案型事業を募集し、予算に反映させており、体制や制度については確立されていると考えています。

また、庁議として部長会議、総合調整会議を設けており、各案件の調整や重要な行政課題の調査研究や審議等ができる体制を整えています。

【所管部：総務部】

#### 4、ふるさと納税の充実した活用

(回答)

ふるさと納税としていただいたまちづくり基金の用途については、野洲市まちづくり寄附条例に基づく事業区分に応じ、市民の皆様実感いただけるような使い道となるよう努めてまいります。

また、従来の発想に捉われない新たな視点に立ち、本市政における喫緊の課題解決や新たな手法の導入、チャレンジ精神あふれるモデル的な取組等、第2次野洲市総合計画におけるめざす将来都市像の実現を図るため、当該基金を原資とした政策提案型事業を引続き実施する予定です。

【所管部：政策調整部】

#### 5、5G時代への対応検討

(回答)

5Gは従来の通信規格より高速かつ高精度の通信が可能であることから、様々な分野での利活用が可能と考えております。今後の利活用については、それぞれ所管する部署での検討となりますが、庁内利用の点では次期のネットワーク更新時で検討すべき通信手段のひとつと考えております。

【所管部：総務部】

#### 6、高齢者等のスマホ教室の開催

(回答)

各コミュニティセンターにおいて、市民を対象に「はじめてのスマートフォン体験型講習会」と題した講習会を令和4年度に続き令和5年度も実施しています。

この講習会ですが、総務省のデジタル活用支援推進事業の採択を受けた民間事業者が本市と連携し実施しているもので、スマートフォンの基本的な使い方からアプリやインターネットの利用方法などを学べる講座となっています。

令和4年度の参加者アンケートからは、77%以上の方が満足したと回答され、また「スマートフォンの操作方法を知りたい」と回答された方も半数近くおられました。

このことから、これまでの実施と同様に民間事業者と連携した取り組みが可能であれば、引き続き実施したいと考えます。

【所管部：政策調整部】

## 【市民部】

### 1、防災総点検の実施・防災教育の普及や訓練への支援

(回答)

各施設における防災対策や点検については、原則として各施設管理所属において対応を行っており、危機管理課としても総合的な防災訓練等により市職員の対応能力のレベルアップを図ります。

防災教育については、自治会対象に年2回リーダー研修会を開催し、地元の防災リーダーの育成を図ると共に、自治会において、防災訓練を実施される際に、要望がありましたら備蓄食料の提供や防災行政無線の使用についての支援を行い、市民の防災意識や対応能力向上に努めます。

なお、これらの訓練や研修においては、防災対策に係る外部講師を招き、改善や工夫を積極的に行っていく予定です。

【所管部：市民部】

### 2、防災・減災対策の抜本強化（防災・減災ニューディール政策の導入）

(回答)

道路や橋梁、上下水道などのライフラインについては、交付金や補助金などの制度を活用しつつ、各施設管理所属において、年次計画により点検、補修、更新を進めているところです。

今後、防災・減災ニューディール政策の導入により新たな補助が創設されるようであれば、その制度を活用しつつ、防災・減災に向けてライフラインの強化に努めていけるよう体制を構築してまいります。

【所管部：市民部】

### 3、災害時の情報提供と被害状況把握と対策計画の作成

(回答)

現在、災害時に市民等に対して提供する様々な情報は、市の防災行政無線のワンストップ操作により、緊急メールや防災アプリ等、多様な手段で伝達しています。今後も適正な運用を心掛けてまいります。

被害情報の把握については、現在、庁内ネットワークでの共有に留まっており、大規模災害の混乱の中では、無作為に入ってくる膨大な情報の整理と状況把握について、現状の体制では限界があることが、これまでの訓練を通して明らかとなっています。これは「地域防災計画」や「業務継続計画」、「防災初動マニュアル」の策定はしているものの、実践的な課題であると受け止めております。今後は、災害体験市町村の実例を参考に訓練や研修を重ね、PDCAサイクルを図りながら、災害対策に関する計画を向上させていきたいと考えています。

【所管部：市民部】

#### 4、各家庭での災害時における非常食及び持ち出し品の備蓄推進

(回答)

野洲市では、各家庭で3日間の備蓄食料、水、非常用持ち出し品を準備するよう推奨しています。各家庭に配布している防災マップに具体的な備蓄品や方法を記載し、今後も引き続き「自分の命は自分で守る」(自助)と「自分たちの地域は自分たちで守る」(共助)を推進するための研修や支援に努めてまいります。

【所管部：市民部】

#### 5、犯罪被害者支援の推進

(回答)

野洲市では、野洲市犯罪被害者支援条例に基づき、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は傷害を受けた者に対して、遺族支援金又は傷害支援金を支給することで、被害者の精神的被害を軽減する支援を進めています。

併せて、令和5年7月27日に犯罪被害者支援に関する知識やノウハウを有する公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターと「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結し、今まで以上に犯罪被害者支援に努めてまいります。

【所管部：市民部】

#### 6、地区防災計画の策定推進

(回答)

一定の地域の住民や事業者などが命と財産を守るために助け合い自発的に地区防災計画策定に取り組むことは、地域のコミュニティの醸成にもつながることが期待されることから、地区防災計画の策定を推進してまいります。

令和3年度に作成した「地区防災計画策定の手引き」に基づき、令和4年3月には大篠原自治会が策定された「地区防災計画」を「市地域防災計画」に定めています。

【所管部：市民部】

#### 7、高齢者の免許返納の推進とそれに伴う対策

(回答)

現在、野洲市では運転免許を自主返納した70歳以上の市民を対象にコミュニティバスの回数券(1万円分)を1回限り、無料交付する制度を実施しております。

また、野洲市が加盟している守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会が発行している広報紙「地域安全ニュース ふるさと」にて事故防止の観点から高齢者免許返納に向けて啓発を行っています。

今後におきましても高齢者の事故防止に向けて、高齢者の免許返納を推進していきます。

【所管部：市民部】

【総務部】

1、窓口サービス向上市民アンケート実施

(回答)

窓口対応については、市長への手紙や直接窓口でいただいたご意見などを活かし、常に改善に努めています。

今後も市役所等へ来られた市民の方が迷っておられるような場合等、職員が積極的に声をかけることで、気持ちよく行政サービスを受けられるよう努めてまいります。

また、市民アンケートについては、課題を見極めたうえで、必要な時期に実施したいと考えています。

【所管部：総務部】

2、公共施設の入札における公平、透明性の充実

(回答)

入札・契約手続は、地方自治法や野洲市契約規則等の各規程に従い適切に事務手続きを実施しているところです。公平性、透明性、競争性を確保する観点より必要に応じて制度の見直しや新たな策定を行っているところです。

なお、契約審査会やプロポーザルにおける審査等の選考過程については、制度上、一部公開できません。

【所管部：総務部】

3、デジタル社会に向けた取り組みの推進

(回答)

市民の利便性向上と職員事務効率化のため、各種行政手続きのオンライン化や行政内部のペーパーレス化などのデジタル化を進めています。テクノロジーの進化と費用対効果を踏まえたうえで、今後導入すべき仕組みや方向性を検討していきます。

【所管部：総務部】

4、デジタル手続きの促進（マイナンバーカードの普及）

(回答)

市役所市民課では平日無料で写真撮影を行い、申請サポートを実施しています。また市役所以外にも公共施設等で休日に出張し、申請サポートを実施し、申請機会を設けています。

全ての証明書ではありませんが、マイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストア等で夜間や土日も証明書の交付が可能で、手数料も市役所窓口より安価となります。またオンラインにて転出届出や証明書交付申請が可能ですので、マイナンバーカードの利点等を含め市民の皆様へ引き続き周知を図り普及に努めます。

【所管部：市民部】

## 5、「公共施設等総合管理計画」の進捗推進

- ・長年手つかずの遊休地利活用
- ・財産管理を含め不要建物等の処理を継続
- ・公有地の貸し付けの見直し

(回答)

本市では、平成28年度に野洲市公共施設等総合管理計画を策定しましたが、国の指針内容を踏まえた項目を盛り込み、令和5年3月に時点修正による改訂を行いました。

計画では、公共施設のあり方で定めた個別施設ごとの整備方針を取込み、令和38年度までの期間を対象に、施設ごとに費用対効果を考慮した計画的な大規模修繕や更新等を行うとともに、現在文化施設をはじめ公共施設の統合や廃止等についても行財政改革の観点から進めていきます。

売却可能な遊休地については、官民境界や鑑定等を進め、順次、売却できるよう事務手続きを進めており、今年度は旧野洲第二保育園跡地を売却しました。今後も長年使用予定のない土地については積極的に処分等を行っていきます。

公有地の貸し付けについては、一定の面積以上は公有財産審議委員会の審査を経て契約を行っており、全ての契約に相応の理由があるものと判断しています。貸付条件等を現時点では見直す予定はありませんが、国や隣接自治体の動向については今後とも注視していく考えです。

【所管部：総務部】

## 【環境経済部】

### 1、太陽光発電、雨水利用、リサイクル等持続可能な循環型社会形成

(回答)

持続可能な循環型社会の形成については、第2次野洲市環境基本計画（改訂版）において基本目標の一つに「循環型社会・脱炭素社会づくり」を位置づけ、3つの施策方針として、「3Rの促進」、「廃棄物の適正処理」及び「地球温暖化への対策」を掲げ取り組んでいます。

3Rの促進及び廃棄物の適正処理については、小型家電回収や廃食油の回収によるリサイクル、ものを生かす交換銀行やクリーンセンターに搬入された家具や食器類を常設展示（無償譲渡）することとしたリユースの促進を展開しています。また、民間の2事業者とごみの減量に関する協定を締結し、リユース及びリサイクルについて更なる促進を図っています。

地球温暖化への対策では、身近な省エネルギー化をはじめ、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及やCO<sub>2</sub>削減を推進する出前講座で情報発信を行っています。市民向けの出前講座のメニューについては、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターや事業者などの協力をいただいています。この他、市と環境保全協定を締結している工場等にヒアリングを行い、各社で取り組んでいる地球温暖化対策と市が連携できる事業がないか検討しているところです。

これらの施策により、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

## 2、公共施設への緑化の拡充

(回答)

「野洲市みどりの基本計画」に示すとおり、市庁舎における緑のカーテンや道路、公園等の公共施設の緑化などに取り組んでいます。今年度は、市長室横のスペースと屋上を有効活用し、新たに緑化を図りました。

ただ、公共施設での緑化は、景観バランスを配慮しながら、防犯対策として死角を作らないようにする必要があるほか、除草などの維持管理を継続的に実施する必要もあることから、その拡充にあたっては慎重に取り組んでいく必要があると考えています。

【所管部：都市建設部・総務部】

## 3、プラスチックごみの琵琶湖への流入防止

(回答) **一部追加**

プラスチックごみは自然ではほとんど分解されず、まちから河川等を経由して琵琶湖に流入します。細分化したプラスチックを回収するのは容易ではなく、生態系への影響も懸念されるので、ポイ捨てをしないことやプラスチックの適正な管理及び処理が重要です。

また、プラスチックごみに限らず、琵琶湖へのごみの流入を防止するためには不法投棄ごみの発生を抑制することも重要です。本市では不法投棄を抑制するため、不法投棄監視員やクリーンパトロールによる市内の定期的な見回りを実施しており、不法投棄に対する警告看板についても、必要に応じて市民の方に交付を行い、地域における不法投棄防止の啓発を行っているところです。

【所管部：環境経済部】

## 4、食品ロス削減に向けた具体的な仕組みづくりの構築

(回答)

食品ロス削減への取組みとして、フードドライブを年間定期的実施し、余剰食品の有効活用や廃棄削減を図るとともに食品ロス削減への関心を高めていきます。また、生ごみ処理容器（コンポスト）の補助も行い、食べ残しなどの再資源化に努めています。

このほか、ご家庭での「買いすぎを防ごう」や「食べきれぬ量を作ろう」などをホームページや広報で引き続き啓発してまいります。

【所管部：環境経済部】

## 【都市建設部】

## 1、道路標示の整備

(極めて危険個所への対応・安全対策の強化・カーブミラー等の点検)

(回答)

道路標示については、道路標識は主に幹線道路に設置し、道路利用者の利便性を向上

させております。今後、国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線道路の開通にあたっては、必要に応じて標識等の設置を検討してまいります。区画線については、白線が消えている道路も多くあることから、引き続き修繕を行い交通事故の防止に努めてまいります。

また、カーブミラーや道路照明灯等の道路附属施設については、職員による道路パトロール時の点検や自治会等からの通報や要望により、現場確認を行ったうえで修繕や新設を行っています。今後も地域の協力を得ながら、道路を良好に維持管理してまいります。

【所管部：都市建設部】

## 2、国・県事業の推進について早期実現

(回答)

現在、実施していただいております主な国・県事業として、国においては、国道8号野洲栗東バイパスについては、早期の供用開始に向けて進められています。

また、県においては、大津湖南幹線を令和6年度の供用に向け整備を進めていただいております。県道木部野洲線については、用地買収の進捗及び補償調査等に時間を要したことから、令和8年度中の供用見込みとなりました。市としても各事業主体と連携を取り、一日も早い整備に向け、協力し進めてまいります。

なお、国道・県道の幹線道路整備と野洲川・日野川の改修につきましては、各種協議会・同盟会において、関係市町と連携して要望活動を行っているところであり、国・県事業の早期実現に向けて、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進を図られるよう、引き続き、国、県に要望してまいります。

【所管部：都市建設部】

## 3、市営住宅全般の今後について検討

(高齢者・障がい者が入居しやすい条件整備)

(回答)

野洲市の住宅施策として、平成19年3月に野洲市住生活基本計画を策定後から応急的な修繕に留まっていたが、平成28年3月に第2次野洲市住生活基本計画を策定し、高齢者や障がい者をはじめ、生活困窮者や単身生活者の居住の安定確保を目指して事業を行っています。

市では、60歳以上の高齢者や障がい者など、特定の方だけが申し込める特定目的住宅を設けており、市内318戸のうち101戸において、優先的に受付しています。

また、現在実施している永原第2団地の建替事業の中で、入居可能な住戸を更に整備する計画です。

【所管部：都市建設部】

## 4、市内公共施設などへのWiFi環境の整備

(回答) **全部更新**

来庁者の利便性向上や災害時における通信手段の確保等の導入メリットを勘案し、公

共施設におけるWiFi環境の整備は、必要な要素であると考えています。

今後は、他市町の先進地事例を参考にするとともに、セキュリティ面や費用対効果等  
を検証しながら導入の可能性を検討していきたいと考えています。

【所管部：総務部】

## 5、空き家対策としての空き家の有効活用の推進

(回答)

全国的に空き家が増加している市街化調整区域での空き家対策にかかる具体的な支援策については、平成31年3月に「野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の一部改正を行っており、同年4月からは、都市計画の線引き以前から住宅建築のために造成された土地や、建築確認申請が下りて10年以上住宅が存在しているか、存在していた土地について、住宅を必要とする人であれば誰でも、自己用住宅を建築できるようにし、土地活用が出来るようにしており、年々実績を伸ばしているところです。

また、令和5年10月に滋賀県宅地建物取引業協会と運営に関する協定を締結し、野洲市空き家バンクを設置しましたので、この制度を使って空き家の有効活用の推進に努めてまいります。

【所管部：都市建設部】

## 6、雨水時の河川整備

(回答)

雨水時の河川整備については、記録的短時間大雨情報が発せられるような昨今の降雨状況では、市内一円で溢水が発生している状況であり、一朝一夕には実現が困難であると考えています。

このため、本市としましては、まずは市域全域において、雨水排水に課題を抱えている地域を見極めるための調査を実施することによって、現状を明らかにしてまいりたいと考えています。

【所管部：都市建設部】

## 7、景観施策の推進、自然景観への市民との協働による都市計画

(回答)

都市計画施策による活性化と景観施策による良好な景観形成は、相互に補完し合いながら推進することが重要であることを認識しており、市民・事業者・公共の協働により、目標とするまちづくりについて合意形成を図ることで快適なまちづくりを進めてまいります。

なお、都市計画マスタープランにおける「景観形成の方針」は、景観形成方針及び景観計画に整合した内容となっており、都市計画施策と景観施策との連携を図りながら進めてまいります。

【所管部：都市建設部】

【公明党】

## 8、誰もが気軽に憩える都市公園の整備

(回答)

「野洲市みどりの基本計画」に示すとおり、新規都市公園の整備においては、今後の高齢化や人口減少社会も見据えて、みどりがあふれ、健康増進や子育て支援、地域コミュニティの核となるような公園づくりを目指します。

【所管部：都市建設部】

## 9、高齢者に対応したウォーキングやリハビリができる公園の整備

(回答)

「野洲市みどりの基本計画」に示すとおり、新規都市公園の整備においては、今後の高齢化や人口減少社会も見据えて、みどりがあふれ、健康増進や子育て支援、地域コミュニティの核となるような公園づくりを目指します。

なお、市内には、野洲川河川公園、さくら緑地、さくら墓園という広大かつ平坦な市の公園や希望が丘文化公園、近江富士花緑公園、湖岸緑地中主吉川地区など自然環境に恵まれた県の公園があり、四季を感じながらウォーキング等を楽しんでいただくことができます。

【所管部：都市建設部】

## 【健康福祉部】

### 1、帯状疱疹予防ワクチン接種の助成制度の実施

(回答)

令和5年11月7日の市議会臨時会において議決頂いた通り、令和6年1月16日より65歳以上の市民を対象に接種費用の一部助成制度を開始する事となりました。一部助成の内容は、生ワクチン「ビケン」乾燥弱毒生水痘ワクチンは1回 2,000円、不活化ワクチン「シングリックス」乾燥組換え帯状疱疹ワクチンは1回 5,000円を2回接種（2回 10,000円）です。

国が定期予防接種として制度化するまでの間、接種費用の一部助成制度を実施してまいります。

【所管部：健康福祉部】

### 2、骨粗しょう症の助成制度の導入

(回答)

令和6年度から始まります第5次国民健康づくり運動「健康日本21第三次」では新たな視点として女性の健康についての項目が立てられています。女性は女性ホルモンの関係で、閉経後に骨粗しょう症、高血圧や脂質異常など生活習慣病にかかりやすくなる、といった健康課題があります。健康日本21第三次ではこの健康課題の解決を図ることが重要とされており、骨粗しょう症検診の受診率の目標が新たに設定されたところです。

今後の骨粗しょう症検診の導入につきましては、国や近隣市の動向を注視しつつ、検討していく必要があると考えます。

また、令和6年度から予定している滋賀医科大学と共同研究で行う「骨軟骨代謝・関節機能再建学講座」での研究成果を取り入れつつ、引き続き、ほほえみやす 21 健康プランに基づいた取り組みを推進し、生活習慣の改善や健康づくりに取り組むことで、骨粗しょう症予防対策を実施します。

【所管部：健康福祉部】

### 3、発達障がいの理解推進と横断的支援

(回答)

発達障がいへの理解推進については、市の広報紙にコーナーを設け、発達障がいの理解促進のための情報を隔月で掲載し、同内容をホームページでも発信しています。また、市民向けの研修として、毎年、外部講師を招いて講演会を開催しているほか、自治会や保護者グループ等の研修の場に随時職員が出向いて啓発を行っているところです。今後もこのような継続した取り組みを大切にするとともに、更に効果的な情報発信ができるよう検討して参ります。

また、発達障がいがある人への支援は、乳幼児期の早期支援が重要であると同時に、学齢期、成人期と生涯にわたる切れ目のない支援が必要となります。そのための、市役所各所管課との連携はもとより、学校、医療、福祉等の様々な機関との連携を今後も強化してまいります。

【所管部：健康福祉部】

### 4、障がい者向けグループホーム検討、支援拡充

(乳幼児期から学童期、青年期（就労支援）までの一貫した

支援システム構築・人的配置の拡充を国、県への要望)

(回答)

障がい者向けグループホームにつきましては、障がいのある方の重度化や高齢化、加えて介護者の高齢化などを背景として、利用希望者が増加している現状であります。野洲市では近年グループホームが増加しつつあるものの、重度の方を含め、本人との相性が合わなかったり、日中通っている事業所から遠かったりして通うことができない人もおられ、施設全体として十分ではないと認識しているところです。

こうした現状や今後の需要増加が見込まれることを踏まえ、国や県に対して課題提言を行うとともに報酬単価の見直しを含めた制度の見直しを図るよう要望してまいります。

また、乳幼児期から青年期までの支援につきましては、障がいのある人や支援が必要な人にとって、乳幼児期・学齢期・青年期とそれぞれのステージでの個々の継続した支援が受けられるよう、各関係機関が互いに連携しながら組織全体で取り組んでいくとともに、福祉施設等の職員の処遇改善等の必要な要望についても国及び県に要望してまいります。

【所管部：健康福祉部】

## 5、妊産婦健診の支援拡大

(回答)

令和3年度より多胎妊婦に対し、妊婦基本健診受診券5回分(合計16,500円分)の追加助成を開始し、出生後のお子様には新生児聴覚検査(3,000円)の助成を実施しています。今後も、国や県、近隣市の動向を注視しながら妊産婦の健康管理を進めてまいります。

【所管部：健康福祉部】

## 6、不妊症・不育症へ支援の推進

(回答)

特定不妊治療は、令和4年4月1日から健康保険の適用となったことから、県の不妊治療に係る助成制度は令和4年度をもって終了しています。これに伴い、本市における費用助成は、県助成を受けた方のうち、令和3年度以前に不妊治療を開始し、年度をまたがって治療を継続している場合に限り、今年度末を期限に対応しています。

不育症の経済的支援として、県では保険適用を見据え先進医療として実施される不育症検査を対象に費用の一部助成を実施しています。本市では県が助成する検査以外に、今年度より、不育症治療を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を目的に、不育症治療および検査に要した費用の一部補助を開始しています。

【所管部：健康福祉部】

## 7、産後ケア対策の拡充

(回答)

産後ケア対策につきましては、令和4年度末より利用対象者条件を緩和して対応しており、利用者数は増加しているところです。

【所管部：健康福祉部】

## 8、がん予防と乳がん検診等のさらなる推進(小児がんも含む)

(回答)

避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながります。科学的根拠に基づくがん予防方法としては、喫煙(禁煙・煙を避ける)、飲酒(節度ある飲酒)、身体活動、体型(肥満・やせ)、食事(野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣)、ウイルスや細菌の感染の6つが基本とされています。これら予防方法については、ほほえみやす21健康プランにおいて、市民の健康づくりのための6つの領域(栄養、運動、歯、タバコ、心、健診)をテーマとして、取り組みを行っているところです。

また、科学的根拠に基づくがん予防方法の中の感染症対策としては、肝炎ウイルス検診の無料受診券を40歳から60歳の5歳刻みの方を対象に発行しており、対象外の方には一部自己負担金で肝炎ウイルス検診を受けることができる取り組みを実施しています。子宮頸がん予防としては、子宮頸がんワクチン接種を対象年齢の方に全額公費負担で実施しており、積極的勧奨を差し控えていたことにより公費で接種できる機会を逃した対象者は、令和7年3月までの間、キャッチアップ接種の対象として定期接種が可能

です。なお、令和3年度末までに自費で接種した場合には、償還払いの方式で助成金を交付しています。

がん検診につきましては、国のがん検診の指針に基づき実施しています。子宮頸がん・乳がん検診の対象年齢の初年度となる方へは無料クーポン券を配布しており、今後も継続していきます。

胃・大腸・子宮頸・乳・肺がん検診受診勧奨については、はがきによる個別通知を実施しています。通知対象者は国民健康保険被保険者と過去3年間の間に受診した者へ実施していますが、今後は国民健康保険被保険者と過去10年間の間に受診した者、また子宮頸がん検診は20歳から65歳まで、胃・大腸・乳・肺がん検診は40歳から65歳までの5歳刻みの方へ個別通知による受診勧奨を行うといった周知の拡大を検討しています。

なお、小児がんにつきましては成人とは異なり、生活習慣とは関係なく発症します。家族などから相談があれば、県・保健所等関係機関と連携、相談しながら支援を行ないます。

【所管部：健康福祉部】

## 9、介護保険制度の適切な活用（市民の皆様が制度を正しく理解し適切に若年介護及び老老介護へのサポート体制の充実

（回答）

介護保険課では、65歳到達時に介護保険被保険者証を送付する際にパンフレットを同封したり、ホームページでの情報提供と出前講座により、高齢者やその家族などが必要な情報を得やすい環境づくりに努めています。

また、地域包括支援センターでは、自ら相談することができない高齢者やその家族については、民生委員や自治会、友人、ご近所の方からの相談も受け付け、訪問等により高齢者の実態を把握し、支援が必要な高齢者をサービスにつなげていくなど、相談支援体制の充実を図っています。

【所管部：健康福祉部】

## 10、幅広い世代の自殺やうつ病などに関する相談窓口の充実

（回答）

健康推進課では毎週金曜日に対面（来所）相談による「心とからだの健康相談」の実施、および月～金曜日9時～17時までの電話による「心といのちの電話相談」を実施しています。

相談ケースとしては、生活困窮・介護・育児不安等別の相談として他部署へ相談され、心身の不調等の相談をされる中でメンタルヘルス相談として、当課へとつながる方が多く、市役所組織全体で共有しながら取り組んでいます。

また、生きづらさを抱えている市民の方のSOSや自殺リスクへの気づきを高めてもらい、必要な支援へと連携できるよう「ゲートキーパー（命の門番）研修」を開催しています。市職員のみならず、様々な職種や市民の方を対象とし、それぞれの立場で気づきに対応でき、適切な支援につなげられるよう介護支援専門員（ケアマネジャー）、民生委員、健康推進員等へも研修を開催しています。

今後も継続して研修を開催し、誰もがメンタルヘルスに関われる地域全体の底上げと

窓口の周知・啓発を図ってまいります。加えて、地域、保健所や医療機関、専門の相談機関等ともさらに連携しながら、相談から支援へとつながるよう支援体制の強化を図ってまいります。

【所管部：健康福祉部】

#### 11、介護予防事業の強化(積極的な取り組みを)

(回答)

重度化防止に向けて、介護予防ケアマネジメントに基づいたサービス提供を行うとともに、一般介護予防事業(いきいき百歳体操・高齢者サロン・健康教育出前講座)等において介護予防及び健康の保持増進ができるよう支援に努めてまいります。

【所管部：健康福祉部】

#### 12、DV被害者に対する相談と支援体制の充実

(回答)

DV被害者に対する相談については、家庭児童相談室において電話および来所による相談を実施しています。また、DV被害者の家庭に児童が同居している場合は、面前DVという児童虐待にあたることから、同時に児童虐待相談としても対応をしています。

DV相談については、被害者の要望に応じた支援や加害者からの避難に対応する適切な機関への情報提供、支援を弁護士等関係機関と連携して行っています。身の安全の確保が必要な時は、滋賀県配偶者相談支援センターや警察などと連携しながら支援をしています。なお、DVにより精神的にストレスを抱えるケースについては、心療内科等医療機関の受診、心理士による面談等精神面のケアにも配慮をしています。

今後も関係機関と連携し、相談・支援の充実に努めます。

【所管部：健康福祉部】

#### 13、地域包括支援センターの体制強化などを含むシステムの更なる充実

(回答)

地域包括支援センターの相談業務は、複合化・複雑化した相談が増えていることや、相談業務にかかる時間が増大していること、要求される相談スキルやネットワークが高度化しています。そのような現状の中、地域包括ケアシステムの更なる充実に向けて、地域包括支援センターの機能強化を進めるとともに、関係課・関係機関や地域の支援主体との連携強化に努め、在宅生活を支える地域づくりを推進してまいります。

【所管部：健康福祉部】

#### 14、認知症の早期発見に向けた対策の充実(進行を遅らせる取り組み)

(回答)

認知症になっても進行を遅らせるためには、治療とケアの両輪が重要です。地域包括支援センターでは、認知症やその疑いがある方とご家族に対して、早期に支援を開始する認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断及び早期対応に向けた適切な支援

【公明党】

を行う認知症初期集中支援事業を実施しています。チーム員は認知症専門医・主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師など多職種で構成し、専門医への受診支援や診断後も途切れがない支援を行い、認知症の進行を遅らせる取組の充実に努めます。

【所管部：健康福祉部】

15、社会的孤立者（家族）への支援・ひきこもり対策

（回答）

ひきこもり対策については、市民生活相談課が一次相談窓口として受け付けをしており、ひきこもり状態にある本人や家族からの相談に対応しています。

加えて、社会福祉協議会と連携し、座談会の実施や居場所づくりにより潜在的な相談者の発見、支援に繋げる取り組みを行っています。

また、相談の中で障がい等の課題が分かれば、担当課や滋賀県ひきこもり支援センターとも連携しながら支援に取り組んでいます。

【所管部：市民部】

16、暗所視支援眼鏡の購入費助成（日常生活用具に位置付け）

（回答）

暗所視支援眼鏡につきましては、夜盲症や視野狭窄の方に有効な電子機器の眼鏡として開発・販売されておりますが、現在の製品は、使用に際して訓練することが推奨されているほか、使用場所や使用環境も限定されており、今後において電子機器であるがゆえの改良なども想定されます。

このことから、当該製品の必要性や有用性等について引き続き慎重に判断してまいります。

【所管部：健康福祉部】

【教育委員会】

1、学校図書館の整備充実

（回答）

今年度から、新たな学校図書システムを導入し、バーコードによる貸出やデータ管理ができるになりました。また、学校図書館支援員を派遣し、システム運用でのサポートやモデル校での環境整備などを行っています。

児童生徒の読書活動推進のためには、本に親しみやすい環境が不可欠です。また、図書の分類、整理作業も専門性が必要になります。今後さらなる充実に向け、専門職である学校司書の配置を検討してまいります。

【所管部：教育委員会】

2、新型コロナ・インフルエンザに対応できる教育現場の環境整備

(回答)

令和2年度より3年間、国による学校保健特別対策事業費補助金等を活用し、各小中学校から必要な消耗品や備品を聞き取り、環境整備を図ってきました。備品ではこれまでに、非接触型体温計、加湿器、CO2モニター、パーテーションなどを配置しています。現在、インフルエンザが流行期を迎えていますが、これらの感染対策用の備品が各校充実しており有効活用しています。アルコール消毒液などの消耗品については、必要数を不足なく整備できるよう今後も努めてまいります。

【所管部：教育委員会】

### 3、ICT活用による教職員の働き方改革の推進

(回答)

市内統一して、児童生徒の出欠の状況を把握できるアプリを導入し、担任の業務負担軽減を図ります。また、同時にメール配信システムを活用し、大量のプリント配布業務をデジタル化して、事務作業の負担軽減を図ります。

学習評価や成績処理につきましては、統合型校務支援システムを導入し、ICTを活用して、教職員の事務作業の負担軽減を図っています。また、進路指導で必要な受験や進学の際に作成する書類についても、校務支援システムで様式を統一し教職員の負担軽減を図っています。来年度のシステムについては、学校の意見を反映させ、さらに使いやすいシステムにし、働き方改革を推進していきます。

【所管部：教育委員会】

### 4、いじめ対策の強化（ソーシャルスクールワーカーの拡充など）

(回答)

スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在5名を配置しております。今後も学校（教職員）と連携を図りながら、保護者、児童生徒が抱える課題を早期発見、早期介入し、適正な支援体制の強化基盤の構築を図っていきます。

いじめ等における組織対応の機能不全の解消のため、また、児童生徒が安心できる学校環境を整え、保護者の子育てを下支えする組織基盤の構築のため、学校支援員を引き続き配置します。

また、いじめのみならず、教員と生徒・保護者間に生じた訴えに対し、法的観点から日常的・継続的に助言を行い、問題の解決支援、いじめ防止と教師の業務軽減のため、引続きスクールロイヤーを配置し、体制の強化を図ります。

滋賀弁護士会によるいじめ防止授業を市内全ての小中学校で実施し、法的観点から子どもたちがいじめ問題を考える機会を設けることで、いじめ対策の強化を図ってまいります。

【所管部：教育委員会】

### 5、文化・芸術の振興を推進

(回答)

野洲市文化ホールをはじめ各コミュニティセンターにおいて、各種教室等を開催し学ぶ機会を提供するとともに、舞台芸術を鑑賞する機会の提供に努めています。

また、野洲市美術展覧会の開催や野洲市文化協会と共同で実行委員会を組織して開催

する文化芸術祭などを通して、学び得た成果を発表する機会や文化・芸術を鑑賞する場を提供しています。

【所管部：市民部】

## 6、不登校児童・生徒への対応

(回答)

不登校児童生徒の要因として「無気力・不安」が最も多いとされていますが、教員が考える要因と本人や保護者が考える要因に違いがあるという意見もあります。さらに、不登校は学業不振や人間関係、家庭環境の要因に関する悩み等さまざまな要因が複雑に絡み合っています。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとともにその要因を丁寧に見立て、支援を行います。

教員の職務の多様化、多忙化により児童生徒と向き合う時間がより一層減少している中、悩みを溶きほぐすことが難しくなっている現状があります。このことから、学校・保護者・各種コーディネーターとの連携により、向き合う時間を確保することで、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援体制の充実を図ります。

なお、ふれあい教育相談センターでは小中学校への不登校で悩む子どもや保護者に対してカウンセラー2名が「こころの教育相談」事業で電話相談や面接相談を行っています。また、適応指導教室「ドリーム教室」事業では、学校に行きにくい子どもの居場所づくりとともに、学校復帰に向けた体験学習や学習の援助を行っています。さらに、ドリーム教室への通所が困難な子どもには、指導員やカウンセラーが家庭等に訪問し、悩みの相談や学習支援を行っています。今後もこのような事業を有効活用しながら子どもや保護者への支援体制を強化してまいります。

【所管部：教育委員会】

## 7、がん教育の推進強化

(回答)

国は、健康教育の一環としてがんについての正しい理解と、がん患者やその家族など、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図ることを目的に、がん教育プログラムを作成しています。当市においても、今後も引き続き健康推進課をはじめ関係機関と連携し、学習指導要領に基づき、教育活動を推進していきます。

【所管部：教育委員会】

以上